

薬生食輸発1106第1号  
令和2年11月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の変更)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年11月4日付け薬生食輸発1104第1号)にて通知したところである。

今般、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、住所変更の連絡があったことから同通知の別表32について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。